



厚生労働省福島労働局発表

平成23年4月22日

※地震関連第62報

担 当	福島労働局労働基準部労災補償課 課長 村上恒雄
	管理調整官 横田秀雄 電話 024-536-4605

東日本大震災により亡くなられた方のご遺族に対する 労災保険給付（遺族）を初めて支給決定しました

東日本大震災（以下「震災」という。）で亡くなられたご遺族に対する労災保険給付について、4月21日、いわき労働基準監督署長（署長 鈴木寿信）は、震災により発生した津波に流されて死亡された方のご遺族に対し、遺族補償給付を下記内容で決定しました。

震災に係る遺族補償給付は、21日現在34件あり、福島労働局としては、震災に関し「工作中に地震や津波により建物が倒壊したり、流された等が原因で被災した場合（通勤中も含む。）には、労災保険の適用があること」について一層の周知を図るとともに、遺族等の早期救済に努めることとしています。

記

1 災害の内容

勤務先店舗において、食料品の陳列作業を行っていた際、津波に巻き込まれて死亡。

2 支給決定の内容

給付基礎日額の1,000日分を支給（一時金）。